

様式第 4 号（第 6 条関係）

議 事 概 要

審議会等の名称	平成 29 年度 第 3 回 土浦市図書館協議会
公開・非公開の別	公開
開催日時	平成 30 年 3 月 28 日（水）午後 1 時 30 分から
開催場所	土浦市立図書館 研修室 3・4
出席者	委員 7 名，事務局 5 名
議 題	(1) 第 2 次土浦市立図書館サービス計画について (2) その他 ・新図書館運営状況について ・市立図書館資料の利用制限に関する要綱の制定について ・市立図書館資料の弁償に関する要綱の制定について
議 事 結 果	(1) 第 2 次土浦市立図書館サービス計画について ・計画案の第 1 次サービス計画における取組後の課題整理の項目に、「ボランティアの養成と協働の推進」を入れていただきたい。 ⇒第 1 次サービス計画でボランティアの活用という項目を入れたものの，取組があまりできなかったため，課題整理の項目の中には挙げておりません。しかしながら，市民との協働は，重要な項目ですので，第 2 次サービス計画の重点的取組の一つとして，取り上げております。 ・第 1 次サービス計画で記載のある，新図書館の開館時間等を検討するといった一文を，第 2 次サービス計画にも記載していただきたい。 ⇒第 1 次サービス計画は，新図書館開館までを見据えた計画で策定しました。そのため，新図書館の開館時間等については，立地条件，役割などを考慮して改定を検討しますと，記載させていただきました。しかしながら，第 2 次サービ

	ス計画は、新図書館開館後の策定となりますので、開館時間等についての記載は外させていただきます。 (2) その他 ・老舗メイクアッププロジェクトとは何ですか。 ⇒老舗メイクアッププロジェクトとは、筑波大の芸術専攻の学生達が、毎年いろいろな地域を調べ1年間の成果発表をするという事業です。今年は、土浦市の老舗を取り上げておりましたので、2階の情報ステーションに1年間の内容をパネルにして展示を行いました。なお、情報ステーションでは、図書館を訪れた方が駅前から街中に出て、歩いてまわってもらえるような情報をいろいろ掲載しており、その中の一つでございます。 ・「図書館資料の利用制限に関する要綱」及び「図書館資料の弁償に関する要綱」については、どのように市民に周知するか検討していますか？ ⇒図書館のホームページの利用案内に記載させていただきます。市民の方や利用者の方に見えていないと、このような要綱があることも分りませんので、ホームページに記載させていただきます。 ・体調を悪くして退任された図書館協議会委員の代わりは、新年度に図書館についての学識経験者をお招きするとのことでしたが、どなたかの目安はついているのですか。 ⇒図書館協議会委員の皆様の任期が、平成30年6月30日までの2年間となっております。そのため、事務局では改選の時期に合わせて、新たな委員と併せて選任したいと考えております。また、任期につきましては、審議会等委員選任基準というものがありますので、この基準に基づいて、再任や改選についてのご相談をさせていただきたいと考えております。
審議会等の事務局	土浦市立図書館 管理係 電話 029-822-3025 FAX 029-822-3316